

平成21年6月19日

国立大学法人宮城教育大学
学長 高橋孝助 殿

監事 犬飼健郎



監事 大橋英寿



平成20年度業務監査及び会計監査の結果について（報告）

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき業務監査を、同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき会計監査を実施しました。

業務監査の結果については（別紙1）の「業務監査報告書」、会計監査の結果については、（別紙2）の「会計監査報告書」のとおりです。

なお、「業務監査報告書」の作成に当たっては、担当部署への文書による聴取とその回答等に基づいていることを申し添えます。

また、「会計監査報告書」の作成に当たっては、財務諸表の点検、現地調査等を行うとともに、監査法人との適時情報交換等を行ったことを申し添えます。

(別紙1)

平成20年度業務監査報告書

I 監査の概要

私ども監事は、国立大学法人宮城教育大学の中期目標・中期計画及び年度計画を踏まえ、主要な会議及び諸行事等に陪席するなどして業務執行の把握に努めるとともに、平成20年度の監査計画を作成し、業務監査を実施しました。

業務監査は、平成20年10月から平成21年3月までの期間、監査方法は大学運営会議、経営協議会及び教育研究評議会等の主要な会議への陪席や各主幹への書面による聴取等により行い、中期目標期間の評価結果等も踏まえ、以下のとおり監査結果をまとめました。

II 監査の視点等

監査の視点については、本学が定めた中期目標、中期計画及び年度計画の達成に向かって業務が適切に執行されているかどうか、達成に向けて支障となっている要因は何かを中心に置き、具体には、東北地区唯一の単科教育大学である本学が、教員を目指す優秀な学生を選抜・受け入れ、充実した教育研究等を行って資質の高い教員(社会人)を養成し、卒業生を広く教育界(社会)に送り出し活躍することによって評価を受ける大学であることを踏まえ監査を実施しました。

III 監査結果

監査の結果として、本学の業務が所期の目標や計画に沿って概ね適切に執行されていることをここに報告します。以下は個別の課題について監事の所見をまとめたものです。

1 学部教育について

平成19年度の学部課程改革において全ての学生を教員養成課程に特化しましたが、一定割合で生じる教員不適應学生への対応が課題となっております。

カリキュラム委員会から提案された「教育実習等特例措置取扱要領」について、教育実習等の科目の代わりに代替科目を履修することによって卒業することができるよう制度化されたことは一歩前進したと評価できます。今後この特例措置を希望する学生の就職支援の充実に取り組み、中期目標期間の評価結果でも示された「教員以外の就職の場の開拓」につなげていくことが期待されます。

なお平成19年度業務監査(後期)で指摘した「学部共通の成績評価方法」に関しては、学務委員会において継続審議されているとのことでしたので、今後の取り組みに期待します。

また、中央教育審議会が平成20年12月に答申した「学士課程教育の構築に向けて」の中で、具体的な改善方策として「大学に期待される取組」が提示されています。この取組は一律な実施を求められているものではありませんが、学位

の質保証のための本学の取り組みについて、点検・評価を行い改善していくことは、今後の大学運営で重要な観点とされますので、適切な対応を期待します。

2 大学院教育について

(1) 修士論文の評価方法について

「修士論文について、適切な研究指導と厳格な評価が行われるような体系を検討する。」という中期計画を立てています。学位論文審査会における評価方法については、一部の専修が試行的に実施していますが、全学的な評価方法の策定には至っておらず、速やかな対応が必要と思われます。

(2) 教職大学院について

教職大学院設置計画履行状況等調査において、文部科学大臣から以下の留意事項が示されました。

- ① 教育委員会に対し教職大学院の設置趣旨について一層の理解を求め、積極的な連携協力を得るための共通認識の確立に努めるとともに、デマンドサイドのニーズを踏まえた教職大学院となるよう、カリキュラムや教育方法など教職大学院の運営全般について教育委員会等の要望・意見を反映する仕組みを構築すること。

さらに、設置の趣旨・目的を活かし、教職大学院における教育研究活動の水準を一層向上させるため、教育研究の到達目標を明確にし、大学、学生、教育委員会の3者が共通認識を持てるように努めること。

- ② 実習を通じて身に付ける資質・能力を明確にした上で、実習の到達目標に相関性のある免除基準を確立し、教職経験等との相関性や免除の妥当性を十分検討した上で実習免除を実施すること。具体的には、「基礎実践研究Ⅰ」及び「基礎実践研究Ⅱ」の免除については、研修や研究の有無といった外形的な基準ではなく、研修や研究内容が実習における到達目標に達しているか否かを評価の基準とすること。

また、教職大学院における実習の趣旨や意義を実習校に周知した上で、実習の成果が十分に上がるよう実習校との協力体制を整えるとともに、学生が効果的かつ円滑な実習をできる体制を整備すること。

- ③ 「教科・領域専門バックグラウンド科目群」について、各科目の授業内容を教職大学院の趣旨を踏まえたより実践的な内容にすること。

- ④ 「オーダーメイド型カリキュラム」について、教職大学院の理念にかなったものとなっているかの観点から、学生の研究テーマの変更の原因等を分析・評価し、改善に努めること。

これらの指摘に対して適切な取り組みが進行中ですが、教職大学院に関しての更

なる情報発信が求められています。法人室として広報戦略室が整備されたのを機に、今後の取り組みに期待します。

3 就職支援について

平成19年度の学部課程改革において全ての学生を教員養成課程に特化し、その初めての卒業生を平成23年3月に送り出すこととなります。適正な就職支援策の検討にプロジェクトチームを設置して取り組み、過去5年間の就職状況のデータを整理・分析し、就職支援の組織体制や具体的な支援策も盛り込んで報告書にまとめました。今後この報告書をどのように活用し、教員採用試験の受験率・合格率の向上と教員以外の就職の場の開拓に取り組まれるのかが重要な課題となります。全学体制での適切な取り組みを期待します。

4 教員免許更新制への対応について

平成20年度は教員免許更新制予備講習の実施や本講習に係る諸課題等の検討にプロジェクトチームを設置して取り組み、受講者のアンケート結果も踏まえ今後の課題等が報告書としてまとめられました。

平成21年度からの本講習の実施に向けては、事務職員の増員等、体制の整備が必要との回答がありましたが、平成21年4月からの事務体制で連携推進担当部署への人員増が図られました。東北唯一の教員養成単科大学として、地域ニーズに応えながら本講習を着実に実施されることを期待します。

5 教職員の人事評価について

教員・事務系職員それぞれの人事評価システムにより個人評価が実施されましたが、初めてのことであり課題が残りました。評価システムの改善とともに、処遇への反映、評価結果に応じたサポートについても検討・実施されるよう期待します。

6 外国人教員・女性教員の採用促進について

中期計画で、外国人教員については「国際的視点の必要度が高い分野を中心に割合を高めるよう努力する。」としていますが、具体的な検討がされていないとの回答でした。速やかな対応が必要と思われます。

また、女性教員については、「全学として女性比率を高めるよう努力する。」としていますが、男女共同参画プロジェクトでの環境整備等の検討に留まっています。女性教員の増加につながる取り組みを期待します。

7 自己点検・評価について

中期計画で、「授業評価システムを改善・充実し、FDに結びつける」としていますが、FDの取り組みが進んでいませんでした。

平成20年度は「小学校の教科に関わる専門科目」等を対象にした授業公開ウィークの実施（2週間）やFD通信の発行等の取り組みが行われたことは、授

業力の改善に前進であったと評価できます。

上記1の中央教育審議会答申で、FDに関しての大学に期待される取組の一つに「成績評価や学生による授業評価の結果について、FDの場や機会における議論や分析の対象とし、授業や教育課程、評価方法の組織的な改善に生かしていく。」ことが提示されています。今後更に充実した取り組みが行われるよう期待します。

8 事務等の効率化・合理化について

各部署で所掌業務の見直しが行われており、類似業務の整理、複数大学による共同処理、アウトソーシング、業務マニュアルの作成等の取り組みが行われていることの回答がありました。今後更に取り組まれることを期待します。

(別紙2)

平成20年度 会計監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人宮城教育大学の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、国立大学法人等業務実施コスト計算書、及びこれらの附属明細書並びに事業報告書、決算報告書等）について監査を行った結果、下記のとおり報告します。

記

1 監査方法の概要

監事は、当期の監査計画に基づき、財務会計の制度化及び業務運営の効率化並びにコンプライアンスの充実を重点調査項目として設定し、役員会その他主要な会議に陪席するほか、役員、学内主要部署等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本学本部及び附属校園等の財産状況を調査しました。

さらに、会計監査人（監査法人）との適時の情報交換等を行い、財務諸表及び附属明細書等の点検を実施しました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人である「あずさ監査法人」の監査方法及び監査結果は適切であることを認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人宮城教育大学の業務運営状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 役員の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは規定に違反する重大な事実は認められません。

平成21年6月19日

国立大学法人宮城教育大学

監事 犬飼健郎



監事 大橋英寿

